

雇用創出・安定化支援に係る 採用・定着促進助成金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止めにより離職を余儀なくされた方を正社員として採用し、定着を図るために計画的な指導育成の取組を行った企業に対し、助成金を支給します。

対象

以下のいずれかの事業に参加した者を正社員として採用（採用日時点の年齢が、34歳以下又は55歳以上の者）し、6か月以上継続して雇用している中小企業等

ア 令和3年度に東京しごと財団が実施する「雇用創出・安定化支援事業」

イ 令和2年度に東京都が実施した「雇用安定化就業支援事業」

※都内に雇用保険適用事業所をおく中小企業等に限りです。

※非正規社員を経て、正社員として雇用された場合は、本助成金の対象となりません。

※他にも要件がございます。詳細は「東京しごと財団 雇用環境整備課」のホームページをご確認ください。

支給要件

対象労働者（上記事業を活用し、正社員として6か月以上、継続雇用されている労働者）に対して、支援期間（3か月）のうちに、以下の支援を行うこと。

また、支援期間終了時に対象労働者が都内に勤務していること。

ア 指導育成計画（3年間）の策定

イ 指導育成計画に基づく研修の実施

ウ 指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導

支給金額

対象労働者数に応じ、以下の金額を事業主に支給します。

対象労働者数	支給額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

問い合わせ・申請先

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課 採用定着促進支援担当係

〒101-0065

東京都千代田区西神田三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館5階

☎03 (5211) 1080 ●受付時間/ 平日9:00~12:00、13:00~17:00

(土日祝日、年末年始は除く)

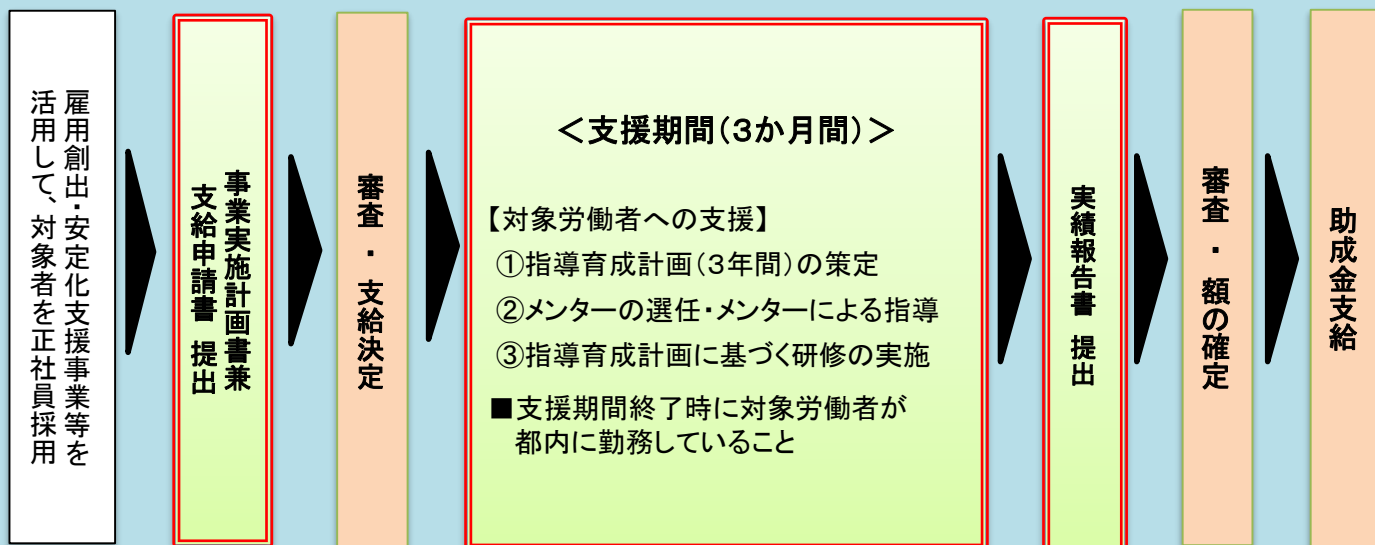
https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/saiyo-teichaku_r03.html



事業の流れ

雇用創出・安定化支援事業等を活用して正社員として雇用後6カ月以上経過した後に、申請してください。

※**赤の二重枠線内**が申請事業主の方が行う手続きです。



申請の方法

雇用環境整備課 採用・定着促進助成金

検索



(公財)東京しごと財団ホームページより申請書等をダウンロードし、郵送または電子申請(Jグランツ)により申請してください。

(ホームページURL)

https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/saiyo-teichaku_r03.html

本助成金の対象となる事業の情報は、以下をご確認ください。

雇用創出・安定化支援事業とは？

募集受付中！

新型コロナウイルス感染症の影響等、様々な事情により求職中の方に、派遣社員として「トライアル就労」の機会を提供し、派遣先企業での正社員就職を目指す事業です。「人材採用のミスマッチをなくしたい」等のニーズをお持ちの「トライアル就労受入れ企業」を募集しています。

(問い合わせ先)

雇用創出・安定化支援事業

検索

雇用創出・安定化支援事業事務局

☎ 0120-997-504 (アデコ) <https://koyoushien.jp/company/>

☎ 03-6281-8396 (パソナ) <https://tokyo-koyo.jp/saiyo/>

(受付時間/平日 9:00~20:00 土曜日 9:00~17:00)

※本事業の実施については、上記の2者に業務委託しています。